平成２１年（フ）第２７９７号
札幌市中央区南29条西11丁目５番10号
債務者　齋藤紀三郎
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３１号
北海道北広島市希望ヶ丘４丁目６番地23
債務者　田村あや子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８３６号
札幌市豊平区美園９条３丁目２番10号　Ｍ93―202
債務者　平山久美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８５０号
札幌市東区北９条東７丁目13番地　光星団地Ｈ１―405号
債務者　武田　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２８６３号
北海道北広島市朝日町６丁目４番地５
債務者　池田　里美（旧姓谷本）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３号
北海道紋別郡遠軽町岩見通北１丁目１番地
債務者　赤塚　重隆
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７４号
北海道紋別郡遠軽町岩見通北１丁目１番地
債務者　赤塚　ひな
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
北海道紋別郡遠軽町岩見通北１丁目１番地
債務者　赤塚　正子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
岩手県奥州市胆沢区若柳字清水川236番地
債務者　千田　明彦
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９１号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1228番地92
債務者　佐藤　利也
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０８号
盛岡市厨川２丁目24番８―110号
債務者　吉田　英三
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７０号
山形県酒田市宮野浦１丁目22番28号、前住所山形県酒田市宮野浦３丁目３番63号
債務者　井上　康彦
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７１号
山形県酒田市宮野浦１丁目22番28号、前住所山形県酒田市宮野浦３丁目３番63号
債務者　井上　好子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７２号
山形県東田川郡庄内町科沢字滝ノ沢53番地１、前住所山形県東田川郡庄内町科沢字村下13番地
債務者　秋葉　　朗
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７３号
山形県酒田市若浜町６番23号八千代ハイツ202号、前住所山形県酒田市若浜町３番19号
債務者　齋藤　昭彦
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７４号
山形県酒田市浜中乙101番地、前住所山形県酒田市亀ケ崎七丁目12番16号パークマンション102号
債務者　加藤　嗣子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第７５号
山形県酒田市亀ケ崎７丁目10番１号
債務者　村上　ふみ
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第６３３号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　県営住宅３号棟305号室
債務者　坂本　秀雄
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係